

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第19号

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則（昭和30年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

別記第1号の2様式中「（男・女）」を削り、

「

作成者の職名、氏名及び印	印
--------------	---

」を

「

作成者の職名及び氏名	
------------	--

」に改める。

別記第4号様式中「静岡県教育委員会 ㊟」を「静岡県教育委員会」に改める。

別記第5号様式中「

	男・女
--	-----

」を

「

--

」に、「受講手当」を「受講開始」に、「取扱者印」を「取扱者」に改める。

別記第5号の2様式中「㊟」を削り、同様式注意事項を次のように改める。

注意事項

- 1 この届書には、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類（例えば住民票）を添えること。
- 2 氏名を変更したときは、標題中「住所」の文字を抹消すること。この場合には、②欄には記載しないこと。
- 3 住所又は居所を変更したときは、標題中「氏名」の文字を抹消すること。この場合には、①欄には記載しないこと。
- 4 ※印欄には、記載しないこと。

別記第6号様式中「

	性別	男・女
--	----	-----

」を

「

」に改め、「㊦」を削る。

別記第7号様式中「静岡県教育委員会 ㊦」を「静岡県教育委員会」に改める。

別記第8号様式中「㊦」を削り、「取扱者印」を「取扱者」に改める。

別記第9号様式中「

	性別	男・女
--	----	-----

」を

「

」に改め、「㊦」を削る。

別記第10号様式中「㊦」を削る。

別記第11号様式中「通路経路」を「通所経路」に改め、「㊦」を削る。

別記第12号様式（表）中「㊦」を削り、同様式（裏）注意事項中8を削り、9を8とする。

別記第13号様式（表）中「

②受給資格証番号	
④性別	男・女

」を

「

②受給資格証番号	
----------	--

」に改め、⑤を④とし、⑥から⑬までを1ずつ繰り

上げ、「申請者氏名 ㊦」を「申請者氏名 _____」に改め、同様式（裏）注意事項中「⑩欄」を「⑨欄」に、「⑧欄」を「⑦欄」に、「⑪欄」を「⑩欄」に、「⑬欄」を「⑫欄」に改め、6を削り、7を6とする。

別記第13号の2様式及び別記第14号様式中「㊦」を削り、「取扱者印」を「取扱者」に改める。

別記第14号の2様式（表）中「申請者氏名 _____ 印」を「申請者氏名 _____」に改め、同様式（裏）注意事項中「すべて」を「全て」に改める。

別記第14号の3様式（表）中「申請者氏名 _____ 印」を「申請者氏名 _____」に改める。

別記第14号の4様式（表）中「申請者氏名 _____ 印」を「申請者氏名 _____」に改め、同様式（裏）注意事項中5を次のように改める。

5 事業主の記載事項について

- (1) 5欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から6カ月に至った時点における一週間の所定労働時間を記載すること。

(2) 6欄は、事業主が求人者の申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額（月額）を記載すること。

(3) 7欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日（賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。）まで及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。

㊤欄は、賃金が月又は週等により定められている場合、㊤欄は、賃金が日、時間又は出来高による場合にそれぞれ記載すること。なお、月決め手当と日給が両方ある場合は、㊤㊤欄に区別して記載し、㊤㊤欄の合計額を計欄に記載すること。

(4) 8欄において、4欄から7欄までの記載事項の証明を行うこと。

別記第15号様式中「1年を超えて」を「1年以上」に改め、「㊤」を削る。

別記第16号様式中「㊤」を削る。

別記第17号様式中 「

	性別	男・女
--	----	-----

 を
」

「

 に改め、「㊤」を削る。
」

別記第17号の3中 「

	性別	男・女
--	----	-----

」

を「

」に改め、㊤を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出され、又は交付されている請求書等は、改正後の静岡県市町立学校職員の退職手当に関する規則の相当する様式により提出され、又は交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。